

ニ ュ ー ス

● 国立病院療養所に技師長制度が誕生

衛生検査技師法が制定され、私共の身分が曲りなりにも確立してからまだ日が浅いだけにいわゆる衛生検査技師の医療機関内における役職の位置づけは特殊のところを除いてはほとんど実施されていないというのが現状であった。文部省をはじめ地方自治体病院もその大部分が厚生省の態度待ちということで、積極的にこの分野の問題にとり組むという姿勢も残念ながら見あたらなかったというのが実態でもあった。

厚生省医務局は2年前の昭和37年4月に開催された国立病院、国立療養所長会議に国立病院(療養所)組織細則準則案を示し、各方面の意見を求め、この案の手をおしを行なったうえ、医務局長通知第368号で正式にさる3月31日をもって国立病院(国立療養所)組織細則準則が制定されるに至った。ところが日本衛生検査技師会は厚生省の所管する前記病院、療養所の技師で結成している協議体の全国国立病院療養所病理細菌連絡協議会と共調して(この会員のほとんどが日本衛生検査技師会会員であるが)医療機関のなかでその職務上における責任制度が確立していないため、早急に研究検査科に働いている技師に対しても役職を与えるべきであることを衛生検査技師法の制定された昭和33年以降厚生省当局に対してせねばり強く陳情をくりかえしてきたし、その後厚生省診療X線技師会、栄養士等いわゆる医療職務に該当する中心部隊が一緒になってこの運動をもちあげてきた。

当時厚生省内部にも、主管するところは厚生省医務局でありながら、各施設によって院、所内規定が不統一では困るという意見もあってこの組織細則を作ろうという相談はいくたびかくりかえし行なわれてきたようである。たまたまこれらの動きと前後して昭和35年に行政管理局が行なった行政監察においても、この点が強く指摘されていたという経緯をもっている。

＜組織細則準則の持つもの＞

さきにも述べたように従来厚生省医務局の主管する国

立病院、国立療養所にはそれぞれ「業務基準」がありながら、この内容が十分なものではなかったために各施設によって諸規定はバラバラであった。今回の細則はこの規定を作る際のいわばヒナ型ともいうべきものでありながら、厚生省組織規程第136条を受けて作制したことから、各病院療養所はこの細則に従って院内諸規定を作制しなす必要があり、しかも厚生大臣の承認を得なければならないことから、法規に準じた性格と拘束力をもっているということがいえるようである。

＜組織細則の特徴＞

国立病院のなかにはかなり前からパラメディカルの部分を除いては各職種にわたって職制機構が確立されていた。これは昭和26年4月に開催された全国病院長会議で配布された病院執務準則要項(前述の業務基準のこと)にもとづいたもので、上は院長から、下は事務系統の係長、また医長、婦長、主任看護婦に至るまで、その職務内容、責任範囲が決定されており、国立療養所もこの基準を準用していたが、その後昭和36年になってはじめて同様要領を告示した。今回の細則は大部分これらを受けついでいるが、最近とみに重要視されてきた衛生検査部門に臨床検査技師長と各領域に主任を配し、また放射線部門に診療X線技師長とその下に主任を配し、かつ薬局にも薬局長の下に何人かの主任をおいたことが大きな特徴であるといえよう。さらに栄養主任は栄養士をもってあてることが解釈通知のなかで明らかにされており、医療職務中心職種が当然のこととはいえ大きく浮び上がってきたことはよろこばしいことであり、担当係官の苦勞のほどが偲ばれる。

＜組織細則制定前の実態＞

当技師会は前記国立関係の技師協議会と共同で国立病院、療養所研究検査に働く技師の実態について詳細な調査を行なった。この内容によれば、従来の業務基準に

佐 藤 乙 一*

明示はないが、科の運営上どうしてもその必要性にせまられ「主任技師」の発令をしているところが90%以上を占めており、またその医療機関内の方針をきめる管理会議診療会議、予算会議等には70%前後の施設における主任技師が出席している。現在研究検査科には医師である科長が存在しているが、特定の基幹病院あるいは準基幹病院を除いてはそのほとんどが兼任となっており、したがって検査科運営、人員の科内配置、検査種目の検討、物品の保管責任等その管理までも首席技師に委ねられているのが現状であり、また一面、人間関係等も一手に背負っている有様で、このような立場からみれば、業務基準に明示の有無を問わず当然そうしなければ一つの科の運営は行ない得なかったものと思われる。また物品管理法にもとずく物品使用官や火元取締責任者の発令も90%近くに行なわれていることも重要視するに値しよう。

＜組織細則の内容とその配置＞

さて組織細則をみると、技師長、主任については次のように定めてある。

（臨床検査技師長）

第 条 研究検査科長の下に臨床検査技師長を置く。

2. 臨床検査技師長は上司の命を受け、自ら臨床検査の業務に従事するとともに、当該業務の技術に関し、科の部下職員を指導監督する。

（研究検査科の主任技師）

第 条 臨床検査技師長の下に〇〇主任技師、〇〇主任技師、〇〇主任技師をおく。

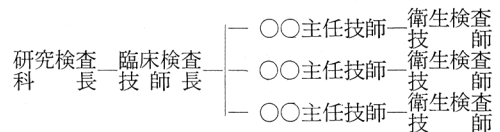
2. 〇〇主任技師は〇〇〇〇
3. 〇〇主任技師は〇〇〇〇

なお、この系統図は下記のとおりである。

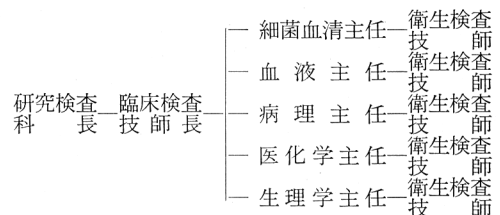
衛生検査技師2名以下の施設（技師長なし）

- ① 研究検査科長——臨床検査主任技師——衛生検査技師

② 衛生検査技師3名以上6名以下の施設



③ 衛生検査技師7名以上の施設



衛生検査技師が3名以上6名以下の施設における主任技師の名称は、技師7人以上の施設に規定した主任のなから適宜くみあわせて発令することになっている。

＜今後の問題＞

以上のように一応準則ができあがったので今年中には国立病院課、療養所課ともそれぞれ組織細則にあわせて現在の「業務基準」を改正することになるが、実状に照らして諸会議の構成員に加えてもらうよう努力してゆくことはもちろん、その価値を病院という組織のなかで正しく位置づけをしてもらうようさらに陳情してゆかなければなるまい。

なお、この細則は他の官公私立病院に大きく反響をよんでおり、厚生省にならって、今後はかなり各方面に技師長、主任が生まれてゆきそうであることをよこんでいる。

（註）療養所は技師5名以上が3主任（細菌血清・血液・病理で3～4名のところは2主任2名以下のところは病院同様技師長をおかない。その他はすべて病院と同一である。

（国立立川病院研究検査科）
（日本衛生検査技師会常務理事）